

随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当すること等の説明</p>
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性 (役務の内容) ○当該業務は、農業経営者に対する経営相談と専門家派遣・巡回指導による個別経営支援及び就農・参入希望者に対する就農・参入相談などの取組みを実施するものである。</p> <p>(役務の特殊性) ○当該業務は国の農業経営・就農支援体制整備推進事業を財源として実施する。 ○当該事業を実施できるのは、農業経営基盤強化促進法(以下「基盤法」という。)第11条に規定される農業経営・就農支援センター(以下「センター」という。)として整備された機関のみである。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明 ○本県では、「ぎふアグリチャレンジ支援センター」を有する(一社)岐阜県農畜産公社を、基盤法第5条の規定に基づき県が策定する農業経営基盤強化促進基本方針においてセンターと位置付けている。 このため、本業務を委託できるのは、(一社)岐阜県農畜産公社において他にない。</p>